

事務処理誤り等に関する対応状況について（一括公表）

※ 個別公表したものは含みません。

No	発生日 (判明日)	発件事案 (事由)	所管課	概要	個人(法人)情報の 漏えいの有無	対応状況	再発防止策	問合せ先 電話番号
1	2024.12.5 (2025.4.9)	事務処理誤り	市民部 税務課	同じ名称の別会社に固定資産税（土地）を誤って課税した。	有	誤って課税していた会社には謝罪の上、本来の固定資産税額に更正し、更正決定通知書を発送した。 本来課税すべき会社にも謝罪の上、納税通知書を発送した。	システム改修を行い、チェック機能を追加した。	0796-21-9046
2	2025.3.14 (2025.4.11)	事務処理誤り	市民部 税務課	固定資産税納税通知書を発送する際に、誤って別人の課税明細書を同封し発送した。	有	誤送付先を訪問して謝罪し、課税明細書を回収した。 正しい送付先を訪問して謝罪し、課税明細書を手渡した。	・引続き封入時のダブルチェック（業者による封入確認と市職員によるチェック）の徹底を図る。 ・基幹系システムの標準化に併せ、封入作業の機械化を検討する。	0796-21-9046
3	2024.10.25 (2025.4.15)	事務処理誤り	城崎振興局 地域振興課	城崎消防団団員報酬について、支給漏れ及び階級誤りによる4件の支給額誤りがあった。	無	対象の消防団員へのお詫びと事情説明を行った上で、支給漏れや追加支給が必要な方へは支給すべき金額を支給し、返還を求める方へは納付書を渡し納付いただき、併せて消防団長と所属する分団長へも事情説明を行った。	・チェック体制を強化する。 ・ヒューマンエラー防止のためのシステムの検討を行う。	0796-21-9065
4	2025.4.21 (2025.4.23)	事務処理誤り	総務部 総務課	地縁による団体の告示された事項の変更告示の写しについて、当該団体の区長宛に発送すべきところを別の区長に誤送付した。	無	誤送付した区長にお詫びを行い、告示文書の写しを回収し、本来送付すべき区長宛に送付した。	・封入時に団体名を確認する他、宛名や住所の確認を実施する。 ・同名又は似た団体名をあらかじめチェックし、注意する団体名を明確にする。 ・外部への発送時は、封入者と確認者に分かれダブルチェックを行う。	0796-23-1116
5	2025.4.21 (2025.4.23)	事務処理誤り	健康福祉部 健康増進課	指定暑熱避難施設の指定に係る事務処理のために把握した市内薬局のメールアドレス（13件）について、主担当者が副担当者と共に共有しようとした際、各薬局のアドレスをTo、副担当者をCcとしてメールを送信した。	無	メールを送信してしまった13件のうち、メールアドレスの登録間違いにより送信されていない薬局（2件）を除いた11件に対してメールにてお詫びを行い、誤送信したメールを削除いただくよう依頼した。	・グループウェア内のMyグループ機能を活用する。 ・メール送信前の送信先及び内容について確認の徹底を行う。 ・事象について課内で共有し、再発防止を図る。	0796-24-1127
6	2025.4.23 (2025.4.28)	事務処理誤り	健康福祉部 社会福祉課	3世帯分の住民税非課税世帯子育て支援給付金の支給要件確認書（以下、「確認書」という）を本来の送付先と異なる世帯へ誤って送付した。	有	関係世帯の世帯主等を訪問し、事情の説明を行うとともに、誤送付した確認書を回収し、個人情報の漏えいについてお詫びを行った。	確認書の一齐送付において、封入作業の業務フローを見直すとともに、内容物のダブルチェックを徹底する。	0796-24-7031
7	2025.4.21 (2025.4.30)	事務処理誤り	健康福祉部 健康増進課	特定健康診査受診券の発送事務において、6,078名分の内、外国籍等の方へ発送する33名分について、事務処理欄カナ氏名に通称名を記載すべきところを、本名（戸籍名）を誤記載した。うち1名について、特定健康診査受診券の宛名氏名と事務処理欄カナ氏名の両方で本名を記載して発送し、本人からの連絡により発覚した。	無	システムの帳票改修（帳票データの取込先の変更）を行い、通称名での正しい受診券を作成した。 受診券誤記載者を訪問し経緯の説明及び謝罪を行い、受診券を差し替えた。	住民基本情報において通称名がある場合は、健康管理システムの本名を通称名に置き換えるようプログラムを変更した。	0796-24-1127
8	2019年度～ (2025.4.30)	事務処理誤り	健康福祉部 社会福祉課	行政財産目的外使用料の算定において、建物使用料の算出に係る係数の取扱いに誤りがあり、5団体から過大に使用料を徴収していた。	無	対象団体に謝罪と説明を行うとともに、正しい係数を用いて使用料を再算定し、過誤納金を還付するための準備を進めている。	使用料算定において、算定方法の細部まで確認し、計算シートに注意書きを追加するとともに、算定内容のダブルチェックを徹底する。	0796-24-5504